

令和8年度集团指導

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 編

目次

- 1 基本方針について
- 2 各基準における留意事項について
 - 2-1 人員基準について
 - 2-2 設備基準について
 - 2-3 運営基準について
- 3 運営指導時によくある指摘事項

1 基本方針について

指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

(基準第3条の2)

1 基本方針について

基本方針に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。

- 一 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者）が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話

【定期巡回サービス】

- 二 あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士）による対応の要否等を判断するサービス **【随時対応サービス】**

- 三 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話 **【随時訪問サービス】**

- 四 法第8条第15項第一号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助 **【訪問看護サービス】**

（基準第3条の3）

2 各基準における留意事項について

2-1 人員基準について

定期巡回・随時訪問介護看護を行うにあたっては、以下の人員が必要となる。

①オペレーター（基準第3条の4第1項第1号）

・随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する従業者。

※留意点

オペレーターの要件

1. 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であること。
2. 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（提供時間帯）を通じて1以上確保（配置）されるために必要な数以上配置すること。
3. 利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて看護師、介護福祉士等又は訪問看護サービスを行う看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定める者にあつては、3年以上）従事した経験を有する者を充てることができる。（基準第3条の4 第2項但し書き）
4. 看護職員がオペレーターとして従事するとき、計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行う勤務時間については、常勤換算を行う際の訪問看護サービスの看護職員の勤務時間として参入して差し支えないが、訪問介護員等として定期巡回サービス及び随時訪問サービスを行う時の勤務時間については、訪問看護サービスを行う看護職員としての当該常勤換算を行う際に参入することはできない。



2 各基準における留意事項について

2-1 人員基準について

②計画作成責任者（基準第3条第11項）

従業者で看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から1人以上を選任。
利用者の処遇に影響がない場合は管理者と兼務してもよい。

③定期巡回サービスを行う訪問介護員等（基準第3条の4 第1項第2号）

交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

④随時訪問サービスを行う訪問介護員等（基準第3条の4 第1項第3号）

提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上

⑤訪問看護サービスを行う看護師等（基準第3条の4 第1項第4号）

次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数

- ・保健師、看護師、又は准看護師（看護職員）・・・ 常勤換算方法で2.5以上
- ・看護職員のうち、1人以上は常勤の保健師又は看護師であること。
- ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士・・・ 事業所の実情に応じた適当数

2 各基準における留意事項について

2-1 人員基準について

⑥管理者

専らその職務に従事する常勤の管理者を配置。

管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、同一の事業者によって設置された他の事業所の職務に従事することができる。

(基準第3条の5)

※留意点：管理上支障があるとみなされる場合

事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
又は、利用者へのサービス提供の現場に駆けつけることができない体制となっている場合



2 各基準における留意事項について

2-2 設備基準について

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第一号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。

- 一 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等
- 二 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等

(基準第3条の6：設備及び備品等)

2 各基準における留意事項について

2-2 設備基準について



※留意点

- ・専用の区画（事務室）：利用申込の受付、相談等を行うために対応するために適切なスペースのこと。
- ・サービス提供の備品においては、特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備に配慮することただし、他事業所又は施設が同一敷地内にあってかつ両事業所・施設に支障がない場合は、使用してもよい。
- ・個人情報を適切に管理できる設備を整備すること。
- ・利用者からの通報をうけるための機器については、必ずしも事業所に設置・固定されている必要はないが、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受けた際に、瞬時にそれらの情報を把握することができる必要がある。（通報を受ける機器の例：携帯電話等）

2 各基準における留意事項について

2-2設備基準について

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となった時に適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第8条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(基準第3条の6：設備及び備品等)

※留意点

利用者に配布する端末（ケアコール端末等）は、オペレーターに対する発信機器のみならず、オペレーターからの通報を受診する機能を有するものや、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認し合いながら対話できるもの等を活用し、利用者の在宅生活の安心感の向上に資するものであることが望ましい。



2 各基準における留意事項について

2-3 運営基準について

1.内容及び手続の説明及び同意

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第3条の29に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6（略）

（基準第3条の7：内容及び手続の説明及び同意）

※留意点：重要事項説明書に記載が必要な内容

1.運営規定の概要

- ①事業の目的及び運営の方針、②従業者の職種、③営業日及び営業時間、
- ④指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額、
- ⑤通常の事業の実施地域、⑥緊急時等における対応方法、
- ⑦合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法、⑧虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑨その他運営に関する重要事項

2.定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制

3.その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

- ①事故発生時の対応、②苦情処理の体制、③提供するサービスの第三者評価の実施状況



2 各基準における留意事項について

2. 受給資格等の確認

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めなければならない。

(基準第3条の10：受給資格等の確認)

※留意点

被保険者証には、利用者の介護度、認定期間、保険者名等、保険給付を受けるために必要な事項が記載されており、特に地域密着型サービスは、飯塚市に住民票があることが前提に利用できるものとなるので、被保険者証の住所欄の記載は必ず確認する必要がある。

また、毎年8月1日付けで更新される「負担割合証」も法定代理受領サービスとして、提供される指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての利用者負担の根拠となるものになるので、毎年確認すること。



2 各基準における留意事項について

3.心身の状況等の把握

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。（基準第3条の12：心身の状況等の把握）

4.指定居宅介護事業支援事業者等との連携

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。（基準第3条の13：指定居宅介護支援事業者等との連携）

※留意点

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用者の在宅生活の継続のための総合的な支援を、日々の定期巡回サービス等の実施により継続的に把握される利用者の心身の状況に応じて柔軟に行うサービスである。

そのため、その他の介護保険サービスの利用を含めた利用者の地域での生活全般のマネジメントを行う指定居宅介護支援事業者との連携を密にしておく必要がある。また、指摘定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、医療が必要となる場合があるため、保健医療サービスとも密な連携の確保に努めること。



2 各基準における留意事項について

5.居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

(基準第3条の15：居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

※留意点

定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスは、利用者の心身の状況に応じて、柔軟に提供されるべきサービスであるため、随時訪問を行う場合や、定期巡回サービスの訪問時間帯等を変更した場合は、当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、適宜報告を行い連携を図ること。



2 各基準における留意事項について

6. サービス提供の記録

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(基準第3条の18：サービスの提供の記録)

※留意点

- ・ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日、サービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなくてはならない。
- ・ 2項「適切な方法」に関しては、利用者の用意する手帳に記載する等の対応のことをいう。
- ・ 提供した具体的なサービスの記録は**サービスの提供に係る保険給付支払いの日から5年間保存**すること。



2 各基準における留意事項について

7.利用料等の受領

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(基準第3条の19：利用料等の受領)

2 各基準における留意事項について

7.利用料等の受領



※留意点（補足）：基準第3条の19 第2項について

介護給付の対象となる指定小規模多機能型居宅介護と別事業であり、サービスが介護保険給付の対象とならないサービスについては以下の方法で別料金の設定してもよい。

- ①利用者に当該事業が指定小規模多機能型居宅介護とは別事業であり、介護給付の対象とならないことを説明し理解を得ること
- ②事業の目的、運営方針、利用料等が、指定小規模多機能型居宅介護の運営規模とは別に定められていること
- ③指定小規模多機能型居宅介護事業の会計と区分していること

・利用料の徴収に当たって、利用者に配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収は認められない。

また、利用者宅から事業所への通信に係る通信料（電話料金）については、利用者が負担すべきものである。

2 各基準における留意事項について

8.指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(基準第3条の21：指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針)

※留意点

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供については、目標達成の度合い及びその効果等や利用者及びその家族の満足度等について、常に評価を行うとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の修正を行うなど、その改善を図ること。



2 各基準における留意事項について

9.指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取り扱い方針

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 定期巡回サービスの提供に当たっては、第3条の24第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。
- 二 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。
- 三 随時訪問サービスの提供に当たっては、第3条の24第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。
- 四 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第3条の24第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。
- 五 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うものとする。
- 六 特殊な看護等については、これを行ってはならないものとする。
- 七 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

2 各基準における留意事項について

9.指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取り扱い方針

- 八 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 十 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービス提供を行うものとする。
- 十一 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。

(基準第3条の22：指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

2 各基準における留意事項について

9.指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取り扱い方針



※留意点

基準第3条の22 第四号について

訪問看護サービスの提供に当たっては、心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って行うこと。

基準第3条の22 第五号について

訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導・説明をおこない、医学の立場を堅持し、一般に認められていない看護等については行ってはならないこと。

基準第3条の22 第八号及び第九号について

緊急やむを得ない理由については切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を満たし、要件の確認等手続きを極めて慎重に行い、具体的な内容については記録すること。（記録は2年間保存）

2 各基準における留意事項について

10.主治の医師との関係

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び同条第11項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営にする場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び次条第11項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。

(基準第3条の23：主治の医師との関係)

2 各基準における留意事項について

10.主治の医師との関係

※留意点

基準第3条の23第3項について

- 1.指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は主治医と連携を図り、適切なサービス提供のため、指定定期巡回・随時訪問介護看護事業計画及び訪問介護報告書を主治医に提出すること。
- 2.訪問看護サービスの提供に当たっては、医療施設内と異なり、看護師が単独に行うことを十分に考慮したうえで、慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医と密接かつ適正な連携を図ること。

基準第3条の23第4項について

保健医療機関が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の場合は、主治医の指示・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業計画・訪問看護報告書は診療録に記載されるものでよい。



2 各基準における留意事項について

11. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の計画等の作成

計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない。

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。

3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること）の結果を踏まえ、作成しなければならない。

4 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、第1項に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。

2 各基準における留意事項について

11. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の計画等の作成

- 5 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、前項の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、次項に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行わなければならない。
- 6 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 7 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行うものとする。
- 9 (略)

2 各基準における留意事項について

11. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の計画等の作成

- 10 訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
- 11 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 12 （略）

（基準第3条の24：定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成）



※留意点

第3項について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は訪問看護サービスの利用者のみならず利用しない者であっても看護師または准看護師によるアセスメント及びモニタリングを行うこと。（月1回程度が望ましい）

第7項について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は訪問看護事業計画は**5年間保存**すること。
（基準上では2年間だが、「飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」にて5年間と定めている）

2 各基準における留意事項について

12.同居家族に対するサービス提供の禁止

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせてはならない。

（基準第3条の25：同居家族に対するサービス提供の禁止）

13.緊急時の対応

定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

（基準第3条の27：緊急時等の対応）

2 各基準における留意事項について

14. 管理者等の責務

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行うものとする。

(基準第3条の28：管理者等の責務)



2 各基準における留意事項について

15.運営規定

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(基準第3条の29：運営規程)



※留意点

第五号について

通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。

なお、実施地域は目安であり、地域を越えてのサービスを妨げるものではないこと。

第八号について

虐待防止に係る措置は令和6年4月1日より義務化している。

2 各基準における留意事項について

16.勤務体制の確保等

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2～3 (略)

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(基準第3条の30：勤務体制の確保等)

2 各基準における留意事項について

16.勤務体制の確保



※留意点

基準第3条の30第1項について

月ごとの勤務表の作成に関しては、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

基準第3条の30第5項について

ハラスメントにおいて事業主が講ずべき措置の具体的内容及び講じることが望ましい事項は以下のとおりである。

1. 事業主が講ずべき措置の具体的内容
 - ① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ② 相談・苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
2. 事業主が講じることが望ましい取り組みについて
 - ① 相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備
 - ② 被害者への配慮のための取組
 - ③ 被害防止のための取組

2 各基準における留意事項について

17.業務継続計画の策定等

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(基準第169条(基準第3条の30の2準用)：業務継続計画の策定等)

※留意点：業務継続計画に記載する内容

①感染症関係

1.平時からの備え

(体制・構築・感染防止に向けた取り組み・備蓄品の確保等)

2.初動対応

3.感染拡大防止体制の確立

(保健所との連携・濃厚接触者への対応・関係者との情報共有等)

②災害関係

1.平常時の対応

(建物・設備の安全対策・インフラが停止した場合の対応・必要品の備蓄等)

2.緊急時の対応

(業務継続計画発動基準・対応体制等)

3.他施設及び地域との連携

研修やケアの演習はそれぞれ年1回以上は必ず行い、業務継続計画の具体的内容や緊急時の対応等の理解の励行を行うこと



2 各基準における留意事項について

※BCP計画における好事例 宮城県

- ①東日本大震災の際、72時間以内に全利用者の安全確保と基本的なケアの継続を実現することができました。この施設のBCPが機能した最大の理由は、「誰が」「何を」「いつまでに」行うかが明確にしてあったことです。例えば、「災害発生後30分以内に施設長または代理者が対策本部を設置する」「1時間以内に全職員が利用者の安否確認を完了し、チェックリストに記録する」といった具体的な時間軸と担当者が決められていました。



災害時の対応として、「誰が」「何を」「いつまでに」を明確にしており、各々が初動に入りやすい

- ②停電時の対応として「非常用電源を使用する医療機器リスト」を事前に作成し、優先順位をつけていたことも功を奏し、限られた電源容量の中で、人工呼吸器や吸引器など生命に直結する機器を優先的に稼働させることができました。さらに、職員の参集基準も「震度5強以上の地震発生時は、連絡がなくても自主参集する」と明文化されており、通信が途絶えた状況でも多くの職員が駆けつけてきました。



限られた物資をどう使うかを明確にし、物資・時間を無駄なく活用できるように明文化されている。

2 各基準における留意事項について

18.衛生管理等

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(基準第3条の31：衛生管理等)

2 各基準における留意事項について

18.衛生管理等

※留意点

- ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会について
→感染対策担当者を定め、**6ヶ月に1回以上は開催**すること。
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針
→平常時の対策及び発生時の対応を規定 平常時の対策・・衛生管理・ケアに係る感染対策等
発生時の対応・・状況把握・拡大防止・関係機関との連携等
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練
→**研修・訓練については年1回以上行い、研修の実施内容は記録すること**



2 各基準における留意事項について

19. 掲示

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(基準第3条の32：掲示)

※留意点

- ・ 掲示内容・・・勤務体制・事故発生時の対応苦情処理の体制・提供するサービスの第三者評価の実施状況等
- ・ 重要事項の掲示・ウェブサイトへの掲載にあたり以下のことに留意すること
 1. 事業所の見やすい場所とは介護サービスの利用申込者、利用者及びその家族に対して見やすい場所を表す。
 2. 介護従業者の勤務体制については、職種ごと常勤・非常勤ごとの人数を掲示するものであり、介護従業者の氏名までは掲示の必要はない。
 3. 重要事項のウェブサイトの掲載は令和7年4月1日より適用開始している。



2 各基準における留意事項について

20.秘密保持等

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(基準第3条の33：秘密保持等)

21.広告

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(基準第3条の34：広告)

2 各基準における留意事項について

22. 苦情処理

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4～6（略）

（基準第3条の36：苦情処理）



※留意点

- ・第1項の「必要な措置」とは、相談窓口、苦情処理の体制及び手順などの概要を明らかにし、利用申込者又は家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載し、事業所かつウェブサイト等に掲示することを指す。
- ・苦情処理の記録は、2年間保存すること。



苦情がサービスの質の向上を図るうえでの重要な情報であるという認識を持ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質向上に向けた取り組みを行うこと。

2 各基準における留意事項について

23.地域との連携等

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

（基準第3条の37：地域との連携等）

2 各基準における留意事項について

24.事故発生時の対応

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(基準第3条の38：事故発生時の対応)

※留意点

事故が発生した場合は、発生日から5日以内に「事故報告書」の提出すること。

「死亡に至った事故」や「医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故」及び、

「事故報告書」の「4 事故の概要」に記載されている「事故の種別」に該当する事象が発生した場合は届出すること。

その他、事故報告の提出の必要があるか疑義が生じた場合は、市に確認を行うこと。



2 各基準における留意事項について

25.虐待の防止

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基準第3条の38の2：虐待の防止)

※留意点

虐待に関する措置は以下の観点を重視すること（令和6年4月1日より義務化）

- ①**虐待の未然防止**・・・従業者が高齢者虐待防止法等の養介護事業の従事者としての責務・対応を正しく理解すること
- ②**虐待等の早期発見**・・・相談体制・通報窓口の周知や届出等の対応をとること
- ③**虐待等への迅速かつ適切な対応**・・・発生した場合、速やかに市町村に通報するとともに虐待の調査協力に努めること



2 各基準における留意事項について

25.補足（虐待の防止）

1.虐待の防止のための対策をする委員会（虐待防止検討委員会）

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会
構成員・・・管理者をはじめ、事務所外の専門家を含む幅広い職種での構成が望ましい

〈委員会での検討事項〉

- ①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④虐待等について従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦前号の再発の防止策を講じた際にその効果についての評価に関すること



2.虐待の防止のための指針

指針に盛り込むべき項目

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 | ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 |
| ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 | ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 |
| ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 | ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項 |
| ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 | ⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 |
| ⑨その他虐待の防止のために必要な事項 | |



2 各基準における留意事項について

25.補足（虐待の防止）

3.虐待の防止のための従業者に対する研修

研修の内容・・・虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発するもの
事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うもの
事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、**年1回以上**の研修を行い、
特に新規採用時は必ず実施すること

4.虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

1.～3.の掲げる措置を適切に実施するため、担当者を設置すること。（虐待防止検討委員会の責任者と同一人物が行うとよい。）



2 各基準における留意事項について

26. 会計の区分

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(基準第3条の39：会計の区分)

※留意点：具体的な会計処理の方法等について

- ・「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）」
- ・「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発0329第1号）」
- ・「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号）」を参照。

なお、報告は令和6年度の法改正により、施設所在地を管轄する都道府県知事に対して会計年度終了後、3月以内に「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」を使用して報告することとされている。



2 各基準における留意事項について

27.記録の整備

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- 一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
- 二 第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービス内容等の記録
- 三 第3条の23第2項の規定する主治の医師による指示の文書
- 四 第3条の24第10項に規定する訪問看護報告書
- 五 第3条の22第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 六 第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録
- 七 第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録
- 八 第3条の38第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(基準第3条の40：記録の整備)

※留意点

「その完結の日」については個々の利用者につき契約の終了（契約の解約・解除・他施設への入所・利用者の死亡・利用者の自立）の一連のサービス提供が終了した日を指す。指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が保健医療機関の場合、整備すべき記録のうち訪問看護サービスに係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者計画、指示書及び訪問介護報告書については、診療録及び診療記録の「保存で差し支えない」。

なお、保存年限は基準上では2年間だが、「飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に則り、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画、提供した具体的なサービスの内容等の記録、主治の医師による指示の文書、訪問看護報告書交付した計画は**5年間保存すること**。



3.運営指導時によくある指摘事項

	主な指摘事項	基準
1	利用者の心身の状況に応じた柔軟な対応をしているが、利用者を担当する介護支援専門員に対して、適宜の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を報告し、密接な連携を図っていることが確認できない。	第3条の24 第2項 (計画等の作成)
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、介護と看護が一体的に提供されるべきものであるが、訪問看護サービスを利用しない者に対する保健師、看護師又は准看護師による定期的(概ね1月に1回)なアセスメント及びモニタリングの実施状況が記録上、確認できない。	第3条の24 第3項 (計画等の作成)
3	重要事項説明書等について、事業所の見やすい位置に掲示されていない。また、法人のホームページ又は介護サービス事業所公表サイト等により公開されていない。	第3条の32 (掲示)
4	【サービス提供体制強化加算】 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士等の占める割合が、加算の算定要件を満たしているかを把握していない。また、割合について常勤換算方法により算出する必要があることを理解していない。	算定基準 解釈通知 第2の2(29)